

災害発生時等における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書

水 戸 市
社 会 福 祉 法 人 勇 成 会

災害発生時等における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書

水戸市（以下「市」という。）と社会福祉法人勇成会（以下「勇成会」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、勇成会が所有し、又は管理する社会福祉施設（以下「施設」という。）に、要配慮者及び要配慮者の家族（以下「要配慮者等」という。）が日常生活に支障なく避難生活を送ることができる避難施設（以下「福祉避難所」という。）を市が設置及び運営することについて、次の条項により覚書を交換する。

（福祉避難所の指定）

第1条 市は、次に掲げる施設を、福祉避難所として指定し、勇成会はこれを了承するものとする。

名称 障害者支援施設 ありすの杜

所在 水戸市下入野町 1924-1

2 市は、福祉避難所として指定する施設（以下「指定施設」という。）を水戸市地域防災計画、ハザードマップ、ホームページ等への記載、その他の方法により広報することができるものとする。

（福祉避難所の設置の要請）

第2条 市は、福祉避難所を設置する必要があるときは、福祉避難所設置要請書（別記様式）により、指定施設の長に福祉避難所の設置を要請することができる。ただし、緊急の場合は、電話等により当該要請をすることができる。

2 市は、前項ただし書の規定により福祉避難所の設置を要請したときは、当該要請の後、速やかに福祉避難所設置要請書を指定施設に提出しなければならない。

3 福祉避難所を設置することができる期間は、1週間以内とする。ただし、当該期間を超えて福祉避難所を設置する必要があるときは、市と指定施設の長が協議の上、期間を延長することができる。

（指定施設の優先使用）

第3条 指定施設の長は、前条第1項の規定により福祉避難所の設置の要請を受けたときは、指定施設を他の使用に優先して使用させるものとする。

（費用負担）

第4条 指定施設の使用料は、無料とし、次の各号に掲げる費用は、市の負担とする。

- (1) 要配慮者等の介助等に要する介助員等の人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に勇成会が食事を提供した場合は、当該食事に要した費用
- (3) 福祉避難所の運営に要する費用
- (4) 要配慮者等の搬送に要する費用（運転手等の人件費を含む）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市が負担すべき費用として市長が認めるもの

(秘密の保持)

第5条 勇成会及び勇成会の従業員は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。福祉避難所を閉鎖した後も、また、同様とする。

(連絡責任者)

第6条 福祉避難所の設置及び運営を迅速かつ円滑に行うため、市及び勇成会は連絡責任者を置く。

2 勇成会は、指定施設に連絡責任者を置くものとする。

3 市及び勇成会は、連絡責任者を指定したときは、互いに通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、また、同様とする。

(有効期限)

第7条 この覚書の有効期限は、令和5年3月31日とし、市及び勇成会双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義を生じたときは、市及び勇成会協議の上、決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び勇成会記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月10日

水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高橋 靖

水戸市下入野町1923番1号
社会福祉法人 勇成会
理事長 伊藤 勇一

様式（第2条関係）

福祉避難所設置要請書

年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付で下記のとおり福祉避難所の設置を要請します。

記

1 災害名	
2 災害発生日時	
3 収容要請人数	
4 備 考	